

取消、懇請アリテ之ヲ取消ニ至レリ
斯クテ組合側ニ於テハ二十一日事業主ニ對シテ口頭ヲ以テ責任
者ノ撤廢方ヲ申出テ二十八日正式ニ要求ヲ提出交渉ヲ為ス
至レリ

五、交渉状況

- 二十八日午後七時頃應接トシテ組合執行委員塩入壽藏工側青
木太郎山本一郎梅田繁（以上三名鮮人）村井榮助、五名ニテ
工場至テ訪問左記要求書ヲ提出ス
- 一、償金三割値上シロ
- 二、今春七十日間休業ノ食費ヲ負担シロ
- 三、就業時間ヲ短縮シロ
- 四、責任者ヲ撤廢シロ
- 右ニ對シ事業主ハ
- 一、償金値上ハ不可能ナリ

- 二、休業中ノ食費負担ハ考慮ナクハキモ現在金融ノ都合ツカヌ
- 三、就業時間ノ責任者ト相談ノ上考慮ス
- 四、責任者撤廢ハ其弊害ハ認めツ、アルモ從來ノ関係上當方ヨ
リ撤廢スルハ不可能ナルヲ以テ各責任者ト相談ノ上回答ス
ヘシ

ト回答シ尚待還問題ニ就テハ工場主直接使用人以外ハ工場ト
シテハ責任者ニ一任シアル関係上交渉ニ應ジ難ク又責任者撤
廢ハ責任者ト相談ノ外ヤク今回ノ問題ノ中心ハ金宝來配下ノ
職工ニヤルヲ以テ金宝來ト面談ノ上何分、回答ヲ為スヘシト
附言後業負側モ之ヲ諒トシ今九時退出セリ

斯クテ四月三十日午前九時湯傷者側若原党在原東南支那中田
伊喜雄組合ヨリ執行委員塩入壽藏工側村井榮助外十名事業主
火塚精一ト會見約五時間ニ亘リ折衝スル處アリタルコト纏マラ
ズ次テ五月一日午後三時ヨリ職工側ヲ代表シ房前市三工場ヲ